

環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成22年10月18日(月) 15:00～17:00

会議出席者

<委員>

片谷教孝会長、石井信行委員、大久保栄治委員、工藤泰子委員、
坂本康委員、杉山憲子委員、高木直樹委員、田中章委員、
角田謙朗委員、平林公男委員、湯本光子委員

<事務局>

森林環境部 清水利英参事
環境創造課 小野浩課長、清水豊総括課長補佐、
丸山哲夫課長補佐、和田政一副主査、岩浅真利子技師

<傍聴人>

3名

次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - 1) 山梨県環境影響評価条例の改正について
 - ①環境影響評価法の改正案について
 - ②山梨県環境影響評価条例の改正について
 - ③質疑応答・審議
 - 2) その他
 - ①大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に関する普及啓発施設の整備事業に係る報告
4. 閉会

資 料

- 1) 環境影響評価法の改正に係る資料
- 2) 山梨県環境影響評価条例の改正に係る資料
- 3) 大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に関する普及啓発施設の整備事業に関する報告

【あいさつ】

(進行：清水総括課長補佐)

それでは、時間前ではございますが、委員の先生方がお集まりになりましたので、ただいまから山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきたいと思っております。

委員の先生方には、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。私、今回の進行を務めさせていただきます環境創造課の清水でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催にあたりまして、県の森林環境部清水参事からごあいさつを申し上げます。

(あいさつ：清水参事)

皆様方、本日は、本当にお忙しい中、ありがとうございます。委員の皆様には、本県の環境影響評価制度の目的を達成するために、大変貴重な時間を割いていただきまして、本当にありがとうございます。

既に皆様方ご承知のことと存じますが、環境影響評価法の改正については、参議院で可決され、現在、衆議院で審議されており、今国会において成立するものと思っております。

このため、本県の条例におきましても法律を受けて制定している関係から、法律の改正により大きく影響する条文などがあろうかと思っております。

また、本県の条例は、平成11年に施行して以来、本県の環境保全に非常に重要な役割を果たしてきておりますが、条例を施行していく中で、課題も若干出てきております。

これらの状況を受けまして、条例の改正について検討する作業を始めたところでございます。

本日は、条例の改正につきまして、皆様からご意見を頂戴しまして、今後の改正に活かしていきたいと、考えておるところでございます。

どうか、ご意見を賜りまして、本県の環境影響評価制度がより良いものになるように、よろしくご審議の程をお願いさせていただきたいと存じます。

本日は、ご出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(進行 清水総括課長補佐)

それでは、議事に移りたいと思っております。

まず、本審議会につきましてですが、山梨県環境影響条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員の皆様方のうち、11名の皆様に出席をいただいております。条例の規定に基づきまして、二分の一以上の出席が得られておりますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、本日ご出席いただいている委員の皆様方のご紹介についてでございますが、時間の都合上、お手元の席次表でご確認をお願いしたいと思います。次第の裏側に席次表が印刷されております。

それから、事務局等につきましても、座席表のとおりでございます。ただ、今年度の人事異動によりまして、2名変更がございます。先程、ご挨拶を申し上げます森林環境部清水参事、それから、岩浅技師が新たに加わっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで最初に配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。委員の皆様には2点、環境影響評価法の改正に係る資料、それから山梨県環境影響評価条例の改正に係る資料、この2点については、事前にお送りさせていただいております。本日お持ちいただけない場合には、事務局に言っていただきたいと思います。それから、追加資料を机の上に置かせていただいております。1点は大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に関する普及啓発施設の整備事業に関する報告書、それから、追加で環境影響評価手続件数という資料、これは1枚ものでございます。それ

から、山梨県の環境アセスメントというパンフレットを参考に置かせていただいております。ご確認をお願いいたします。もし、不足がございましたら言っていただければと思います。

それでは、議事に入るわけでございますけれども、本審議会を円滑に進行するために傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いいたします。

1、会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。2、騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。3、会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。4、その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

以上の点について、厳守をよろしくをお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきたいと思います。

議長につきましては、会長が務めることとなっておりますので、片谷会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議事 山梨県環境影響評価条例の改正について】

(片谷会長)

それでは、時間も限られておりますので、早速、議事を進めさせていただきたいと存じます。

先程、座席表をもってということでございましたけれども、私の記憶では、高木委員だけ今日初めてお見えになっているかと思っておりますので、ご紹介といたしますか、一言お願いいたします。

(高木委員)

高木でございます。信州大学の工学部で、元々は建築環境工学ですが、今は都市環境工学という、ちょっと建物の外に出たような研究を主にやっております。1年位前から委員になっていたのですが、なかなかタイミングが合わずに出席できず申し訳ありません。どうぞよろしくお願いいたします。

(片谷会長)

ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして本審議会の運営方法を確認させていただきたいと思います。

この審議会につきましては、平成17年7月8日の技術審議会において、議論がございまして、そこで、議論されましたとおり、制度の主旨でございます公平性、透明性を確保するために、審議そのものについても広く公開するという中で行うことが必要であるということでございまして、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。ということでございますので、ご確認をお願いいたします。以上の点について、ご協力をお願いしたいと存じます。

それでは、早速、議題の1に入らせていただくことにいたします。

まず、はじめに、環境影響評価法の改正案についてということと、2番目の山梨県環境影響評価条例の改正案について、この2つは関連がございまして、併せまして事務局からの説明をいただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 和田副主査)

事務局、環境創造課の和田と申します。私の方からご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の1の右上の方に四角で囲ってあります資料1環境影響評価法の一部を改正する法律案について説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、初めに改正における背景ですけれども、法律につきましては平成11年6月に施行となっております。この法律の附則におきまして、政府は、この法律の施行後十年を経過した場合に

において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されています。それを受けまして、今回、法の施行を通じて生じた課題や生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化などの社会情勢の変化に対応するため、現在、法律の改正に向けた作業を国が進めているという状況でございます。

法律の改正案につきましては、今年の3月に閣議決定されております。その後、通常国会に提出されておりましたが、改正案の成立前に国会が閉会してしまいました。その後、先程、参事からのごあいさつでもありましたとおり、現在開会中の臨時国会で審議されておまして、おそらく成立するものと考えられております。

法律案の内容ですけれども、大きく分けまして8点ございます。1つ目が交付金事業を対象事業に追加、2つ目が計画段階配慮書の手続の新設、3つ目が方法書における説明会の開催の義務化、4つ目が電子縦覧の義務化、5つ目が政令で定める市から事業者への直接の意見提出、6番目が評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言を規定、7番目が許認可権者が地方公共団体の長である事業の評価書に係る環境大臣の助言手続、最後の8番目が環境保全措置等の公表等の具体化となっております。ひとつひとつ具体的な内容につきまして、順に説明させていただきます。

まず、1つ目の交付金事業を対象事業に追加というものですが、資料の2ページをご覧くださいと思います。

法律の対象事業となるために事業の規模要件というものがあります。その他に、法律の場合ですと、法の許認可や補助金を受ける事業又は国が実施する事業などという条件がございます。この中の補助金等を受けて実施される事業についてですけれども、平成16年以降に進められております三位一体の改革の一環といたしまして、地方公共団体の裁量を高めるため補助金を交付金化する取組が進められているところでございます。そのため、従来は法律の対象事業となっておりました大規模な事業が、交付金化されることにより、対象でなくなる可能性があるということで、交付金の対象事業につきましても法律の対象事業に追加するというものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。計画段階配慮事項の手続というものですが、こちらは、いわゆる戦略的環境アセスメント、SEAの導入です。

戦略的環境アセスメントとは、本来、個別の事業の実施に枠組みを与えることになる上位計画や政策を対象といたします環境影響評価のことを言っております。現在の環境影響評価につきましては、事業アセスと呼ばれておまして、事業の実施段階で行うものとなっておりますが、こちらは、事業の実施に係る環境の保全に対して効果を有するという一方で、ある程度事業内容が固まってきている段階で実施するものということがありまして、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合があります。これに対しまして、事業の枠組みを決定する段階で環境影響評価を行うことで、現在の事業アセスと呼ばれている環境影響評価の限界を補いまして、事業の早期の段階における環境配慮が可能となる。このため、法律の改正により、戦略的環境アセスメントが導入される見込みとなっております。

具体的に法律の対象としている事業は、第一種事業を対象とする予定でおります。なお、第二種事業につきましては、事業者の判断により実施することができるという規定になっております。手続の実施時期ですけれども、事業の位置・規模の決定段階となっております。また、手続は、現在の方法書手続の前に実施することとなっております。

まず始めに、事業者が計画段階配慮事項の検討を行いまして、その内容を記載した配慮書を作成、公表します。その後、環境大臣の意見を勘案して主務大臣が配慮書に対する意見ということで、事業者に対して述べることになっております。また、この手続につきましては、原則として既存の資料により調査を実施することとし、必要に応じて現地調査を実施することになっております。また、複数案による検討を行うこととなる見込みとなっております。

続いて、4ページをご覧くださいと思います。

方法書における説明会の開催の義務化ですが、従来、説明会につきましては準備書段階で義務付けられておりました、方法書段階では義務づけられておりませんでした。しかしながら、当初の想定と異なりまして、方法書の分量が多く、また、内容が専門的であること、それから住民のほうからも方法書の趣旨ですとか内容の周知を求める意見があったことを受けまして、方法書の目的について、より理解を深め、コミュニケーションを充実させるために、方法書段階での説明会を義務づけることとなっております。また、こちらの資料には記載されておられませんけれども、従来、準備書のみでありました要約書、準備書の概要版です、要約書の作成についても、今回の法改正によりまして、方法書についても義務づけることとなる予定でございます。

続きまして、5ページ目をご覧くださいと思います。電子縦覧の義務化ですが、電子縦覧とは、現在、紙ベースで方法書や準備書等を縦覧し、住民からの意見を受けつけているわけですが、方法書、準備書等をインターネット上で縦覧するというものでございます。こちらは、各行政手続の電子化が進展していることや、各自治体や諸外国においても環境影響評価図書の電子化が進んでいることを受けて、改正される見込みでございます。

その下の、政令で定める市から事業者への直接の意見提出ですが、法律では、従来、方法書段階又は準備書段階におきまして、都道府県知事が関係市町村長の意見を集約しまして、知事の方から事業者に対して意見を述べる仕組みとなっております。一方で、地方分権の進展により都道府県が担う公害防止事務の多くが政令指定都市等に移管されまして、政令指定都市等が地域の環境管理の観点から果たす役割が大きくなっていることと、多くの政令指定都市等におきまして、独自の環境影響評価条例が制定されていることを踏まえまして、政令指定都市等の長に意見提出権限を与えるものとなっております。その場合の条件は、事業の影響が単独の市の区域内のみに収まると考えられる場合としています。また、対象となる市ですけれども、環境影響評価条例の制定や審査会の設置等の実態を踏まえまして、設定される見込みとなっております。現在のところ、どうなるか分かりませんが、おそらく、本県において該当するような市は無いと考えております。

続いて、6ページをご覧ください。評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言を規定というものですが、従来、環境大臣の意見は評価書の段階でのみ、述べられることとなっております。しかしながら、評価書段階で述べる環境大臣意見におきまして、方法書の段階で述べられるべきである環境影響評価の項目ですとか、手法に関する根本的な内容が含まれる場合があります、そのため、新たな調査等により終了するまで長期間かかるような事例がみられていることを受けまして、事業者から申出があった場合に限り、方法書段階におきましても環境大臣が意見を述べるができることとするものでございます。

続いて、その下の7番目の許認可権者が地方公共団体の長である事業の評価書に係る環境大臣の助言手続ですが、現在、法律におきまして、許認可等権者が地方公共団体である事業につきましては、環境大臣の意見提出の規定が設けられていません。例えば、公有水面埋め立て事業などが環境大臣の意見提出がない事業となっております。しかしながら、生物多様性の保全ですとか、地球温暖化対策等の全国的な視点での意見という意味で、環境大臣の意見は必要であるということから、許認可権者が地方公共団体の長である事業の評価書に係ります環境大臣の助言手続を追加するものとなっております。

続いて、7ページをご覧くださいと思います。

環境保全措置等の公表等の手続の具体化ですが、環境保全措置の実施状況や事後調査の結果に係る手続でありまして、こちらは評価書手続の後に実施されるものとなっております。現在の法律ですと、環境影響評価書に記載されました環境保全措置の実施状況や事後調査の結果につきまして、行政機関や第三者が確認するための仕組みが設けられておりません。また、後ほど説明させていただきますが、本県の条例では、事後調査に係る規定であります報告書の手続が既に設け

られているわけでございますけれども、同様の規定を持っていない地方公共団体が少なくないということから、今回、環境保全措置の実施状況等の報告を法制度化するものとなっております。

具体的な手続の内容といたしましては、事業者が環境保全措置の結果等について許認可等権者に提出するとともに、公表をいたします。その後、環境大臣の意見を勘案しまして、許認可等権者が事業者に対して意見述べるものとなっております。以上、8点です。

続きまして9ページの環境影響評価法改正後のフローというカラーのページをご覧くださいと思います。こちらでは、今回の法改正によりまして追加となる手続を赤色で示してあります。

一番上にあります対象事業の追加の部分ですが、先程説明いたしました交付金事業を対象事業に追加することの他に、青色で記載されておりますが、対象事業に風力発電所を追加することにつきましても、改正がされる見込みでございます。この理由ですが、皆様ご存じのとおり、風力発電所につきましては、騒音やバードストライクの問題、また最近では低周波音につきましても問題となってきております。また、地球温暖化対策の推進によりまして、今後、民間事業者によります大規模な風力発電事業の増加が見込まれるということから、法律の対象事業に追加する予定となっているものでございます。

最後に、法律の今後のスケジュールですが、1ページ戻っていただきまして、8ページをご覧くださいと思います。

改正後の法律の施行時期ですが、法律が成立いたしまして、公布されてから1年以内に施行する項目と2年以内に施行する項目の2段階に分かれております。下の※印のところに書いてある2年以内に施行する項目につきましては、2番目の計画段階配慮書の手続、いわゆる戦略的環境アセスメント、それから8番目の環境保全措置等の公表等の手続ということになります。それ以外の項目につきましては、1年以内に施行する予定となっております。各項目におけます細かい部分の規定につきましては、今後、政令ですとか省令で規定されることとなっておりますが、そちらにつきましても、それぞれの法律の該当部分の施行前までに公布される予定となっております。

以上が環境影響評価法の改正の法律案についてでございます。

続きまして、資料2、山梨県環境影響評価条例の改正についてをご覧ください。

まず、1ページ目ですが、ページの左側に法律の改正項目のうち本県の制度に関連すると思われる項目を記載しております。そして、右側の方に、それぞれの検討が必要な事項と番号を記載しております。

まず、順に説明したいと思います。1番目は、法律の対象事業に風力発電施設が追加されることに伴いまして、本県の条例についても追加するかどうかということになります。対象事業につきましても、条例の施行規則で規定されておりますので、規則改正による対応となります。2番目は、方法書段階におけます説明会開催及び要約書作成の義務化でございます。本県の条例におきましても方法書段階での説明会や要約書の作成の規定はございませんので、こちらにつきましても追加するかどうかの検討が必要となります。3番目は、電子縦覧の義務化でございます。本県の条例につきましても、電子縦覧の規定はございませんので、義務化するかどうかの検討が必要となります。それから次の項目ですが、政令で定める市から事業者への意見提出でございます。先程もご説明いたしましたとおり、政令で定める市につきましても、具体的には今後、定められることとなる部分ではございますけれども、環境省では現在のところ、独自の環境影響評価条例を有している市とする見込みでございます。そのため、県内では該当する市はないものと考えております。4番目は、事後調査等に係る手続の具体化でございます。事後調査等の手続につきましても、本県で既に規定しているとともに、後ほど触れさせていただきますけれども、法律の改正案の手続よりもより丁寧な手続となっております。しかしながら、条例の制定につきまし

ては、法律の範囲内で行うこととなっております。現在条例で規定している事後調査等の手続につきまして、改正後の法律に抵触するのかどうかという問題がございます。5番目は、戦略的環境アセスメントの手続の義務化でございます。本県の条例では、戦略的環境アセスメントの手続の規定はございませんので、こちらにつきましても義務化するかどうかの検討が必要となっております。また、6番目といたしまして法律の戦略的環境アセスメントの手続において、知事意見を求められた場合、技術審議会の意見をいただくための規定を設けるかどうかにつきましても検討が必要と考えております。最後、7番目ですけれども、こちらは、法改正に関連するものではございませんが、いままでの条例の運用を通じまして、手続の途中ですとか手続後において、事業内容を変更する場合、県へ届出をするなどの手続があったほうが良いのではないかと考えておりました。こちらにつきましても検討していきたいと考えているところでございます。

以上の7点につきまして、本県の状況等を踏まえた事務局案を、次のページに整理してあります。左側に検討事項、その隣に本県の状況等、その右側に事務局案を示してございます。また、それぞれの項目につきましての参考資料といたしまして、別冊を用意しておりますので、まず、そちらの1ページをご覧くださいと思います。

まず1番目の対象事業として風力発電所を追加するかどうかですが、風力発電所につきましては、地球温暖化対策ということもありまして、全国的な状況として設置基数が増加している状況でございます。また、都道府県別の導入量で見ますと、本県では導入実績がございませんが、他県では導入が進んでおります。風力発電所につきましては、風が強い場所に設置する必要があるということで、海岸沿いに設置されることが多いのですが、本県には海がないことが、導入されていない理由のひとつではないか考えております。しかしながら、過去に風力発電施設を設置したいとの相談は、いくつかきております。設置場所ですけれども、本県の場合、風が強い場所といえますと、標高の高い山の尾根というような場所になっております。そういったところに設置したいとの話がございました。しかしながら、そのような場所というのは、開発が進んでいない自然豊かな場所でもありまして、風力発電所の設置によります影響が懸念されている状況でございます。続きまして、他の自治体の状況ということで、2ページをご覧くださいと思います。他の自治体では、5つの県と2つの市で風力発電施設を対象事業としております。なお、対象としております施設の規模ですけれども、小さいところだと1500kW、大きいところだと5万kWとかなりの幅がある状況でございます。また、今月発表されました環境省の風力発電施設に係る騒音低周波音の実態把握調査では、設置基数が10基以上の風力発電所においては、45%の施設で騒音ですとか低周波音に関する苦情が寄せられているという結果が出ております。これらの状況を踏まえまして、本県の条例におきましても風力発電所を対象事業とする必要があるのではないかと考えております。しかしながら、現段階では、法律で対象とする規模がどの程度となるのか、まだ分からない状況でございますので、対象といたします規模につきましては、法律で対象とする規模を参考といたしまして、今後検討していきたいと考えております。

続きまして2番目の方法書段階における説明会の開催の義務化及び方法書要約書の作成の義務化ですが、参考資料の3ページをご覧くださいと思います。

まず、他の自治体の状況ですが、本県同様、準備書段階での説明会を義務化している自治体は多くありますが、方法書段階での説明会を義務化している自治体はございません。また、要約書の作成を義務づけている自治体は、長崎県と新潟市となっております。義務化されている事項といたしましては、要約書の知事及び市町村長への送付、縦覧となっております。

続きまして、いままで本県で方法書手続を実施した際の状況についてでございますけれども、条例施行後、4つの案件につきまして方法書手続を実施しております。そのうち、1件は評価書手続を完了、残りの3件は方法書手続が完了し、現在手続中となっております。それぞれの方法書の分量の平均ですが、概ね200ページ位となっております。

続きまして、方法書に対する住民からの意見ですが、意見がなかった案件が2件ございます。

その他、11件ですとか、381件という状況でございます。

このように、方法書に対する意見提出がない事業があるということや方法書の分量が多いことから、本県につきましても、方法書の趣旨や内容をより分かりやすく住民に周知する必要があると考えておきまして、本県の条例におきましても、方法書段階における説明会ですとか、方法書要約書の作成を義務化していく必要があるのではないかと考えております。

続きまして、3番目の方法書、準備書、評価書の電子縦覧の義務化ですが、次のページ、4ページをご覧くださいと思います。

まず、他の自治体の状況ですが、現在、電子縦覧を義務化している自治体はございません。

また、本県におけます過去の手続におきましては、都市計画道路甲府外郭環状道路東区間におきまして、事業者である山梨県が、県のホームページにおいて、方法書を公開しております。

さらに、条例の施行時と比較いたしまして、各家庭でインターネットが普及していることとか、行政手続におきましても、一部の申請とか届出などの手続につきましても、インターネットを通じて、家庭や職場から実施できるようになってきております。

これらの状況を踏まえまして、本県の条例におきましても、方法書、準備書、評価書の電子縦覧が必要ではないかというように考えております。

続きまして、4番目の法律における事後調査手続の追加に伴う本県制度への影響ですが、5ページをご覧くださいと思います。

こちらに、法律と条例の事後調査に係ります手続のフロー図を示しておりますけれども、法律の手続は、事業者が報告書を作成した後、報告書を許認可等権者を經由して環境大臣に送付することになっております。ここでいう許認可等権者とは、各事業に係る免許等を所管する大臣などでございまして、例えば道路事業の場合ですと、国土交通大臣でございます。報告書を送付した後、事業者がこれを一般に公表いたします。その後、報告書に関する環境大臣の意見がある場合には、これを勘案して、許認可等権者が事業者に意見を述べることとなっております。

一方、その下でございましてけれども、現在本県の条例で規定されております事後調査に係る手続ですが、事業者が報告書を作成した後、これを知事及び関係市町村長に送付します。その後、事業者は報告書を縦覧するとともに、住民からの意見を受け付けます。事業者は、その後、住民からの意見を整理いたしまして、意見概要書を作成するとともに、これを知事及び市町村長に送付いたします。最後に、知事は市町村長の意見を勘案するとともに、先程の住民意見をまとめた意見概要書の内容に配意いたしまして、報告書に対する意見を事業者に述べることとなっております。また、知事が意見を述べるにあたりましては、本審議会の意見を聞くことができるものとされております。以上が条例の事後調査に係る手続となりますが、その下の米印に記載してありますとおり、条例の場合には事業実施中に、中間報告書を1回以上、事業完了後に完了報告書の手続を行う規定となっております。

法律と条例につきましても比較しますと、知事が意見を述べる点ですとか、住民からの意見を求める点、また、事業実施中の手続がある点など、本県の条例の方が、より丁寧な手続となっております。

また、この手続につきましても、条例の対象事業だけではなく、法律の対象事業についても適用がされております。

しかしながら、憲法や地方自治法の規定では、条例の制定は法律の範囲内でおこなうこととなっているため、法律により環境影響評価に関する一連の手続が定められている事業については、条例により同様の手続を定めることができないということがございます。

そのため、現行制度ですと、法律が事業着手後の手続の規定が無く、白紙となっていることから、その部分に条例で事後調査に係る手続が規定できるということになっておりますが、法律が改正された場合に、従来白紙であった部分が白紙でなくなってしまうので、条例の規定が法律に抵触する可能性が出てきてしまいます。抵触するかどうかにつきましては、法律の解釈に左

右される部分が大きいですので、環境省に見解を確認しているところでございますけれども、現時点では、まだ分からないという状況でございます。

事後調査の規定につきましては、環境保全措置の効果を担保するための重要な手続であるため、法律に抵触する部分については、やむを得ず改正が必要となるのではないかと考えておりますけれども、本県の条例の制度につきましては、できる限り維持していくことが必要と考えております。

続きまして、戦略的環境アセスメントの義務化についてですが、6ページをご覧いただきたいと思っております。

戦略的環境アセスメントにつきましては、平成19年3月に環境省が戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを策定しております。このガイドラインは、基本的に公共事業を対象としておりまして、いままでに2件の手続が実施されております。また、この手続はいずれも国土交通省の公共事業の構想段階におけるプロセスガイドラインに基づいて実施されているものでございます。

1件目は那覇空港の計画で、滑走路の位置を複数案として設定し、需給逼迫や利便性等、6項目について評価しております。2件目は関門航路周辺における土砂処分場計画で、土砂処分場の位置を複数案として設定し、こちらにつきましても、環境面ですとか、社会、経済面について評価しております。

続きまして、他の自治体の状況ですが、次のページをご覧いただきたいと思っております。条例で戦略的環境アセスメントを導入しているのは東京都のみとなっております。その他、要綱で導入しているのは、埼玉県、千葉県、広島市、京都市となっております。また、いずれも県や市が計画の策定主体である場合を対象としておりまして、基本的に複数案による比較評価を行うこととしております。また、社会経済面の評価については、全ての自治体で評価項目に選定できることとなっております。

手続件数でございますけれども、昨年11月現在において、東京都は4件、埼玉県は3件、千葉県と広島県が0件であり、京都市では13件となっております。京都市の数が多いわけでございますけれども、京都市の場合は小規模な計画について手続を実施しているとともに、その手続についても簡略化された手続ということになっております。

また、法律の戦略的環境アセスメントにつきましては、施行が法の公布後2年以内となっております。

また、条例で制度化しているのは、現在、東京都のみという状況でありますとともに、現段階では、手続の実績も少ないという状況もありまして、本県の条例における戦略的環境アセスメント手続の導入につきましては、引き続き検討していく必要があると考えております。

続きまして、法の戦略的環境アセスメントに係る知事意見を求められた場合の対応ですが、8ページのほうをご覧いただきたいと思っております。

こちらに、法律の戦略的環境アセスメントに係る手続のフロー図を載せております。

手続ですけれども、まずはじめに、事業者が計画段階で配慮する事項の検討をします。その結果に基づきまして、配慮書という書類を作成いたします。

この配慮書には、事業の目的や内容、事業実施想定区域及びその周辺の状況、また、配慮事項ごとに調査、予測、評価をした結果等を記載することとなっております。

その後、主務大臣を経由して環境大臣に配慮書を送付するとともに公表いたします。その後、主務大臣が、配慮書に対する環境大臣の意見を勘案いたしまして、事業者に意見を述べるができるというふうになっております。

さらに事業者は、関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならないとされておまして、この部分で、知事の意見を求められる場合が想定されます。

具体的な意見の聴取方法につきましては、今後定められることとなっておりますので、現段階では分かりませんが、現状、方法書ですとか準備書等の手続において知事意見を述べる際には、本審議会の意見を聴取することとなっておりますので、法律の戦略的環境アセスメントにおきましても、知事意見を求められた場合には、原則として技術審議会の意見を聴取する必要があるのではないかと考えております。

しかしながら、こちらの手続につきましては、まだ未定ということですが、仮に、知事意見に係る手続の期間が短い場合には、技術審議会の意見聴取ができないという可能性もあります。

続きまして、事業内容の変更の場合の届出等の手続の義務化ですが、9ページのほうをご覧くださいと思います。

はじめに、現在の条例で、事業内容を変更する場合の規定について、ご説明いたします。

条例の28条と31条におきまして、方法書から評価書公告までに、またそれ以後、事業内容を変更する場合には、再度手続を実施しなければならないという規定がございます。ただし、軽微な変更該当する場合には、この限りではないとされておりまして、米印の条件に該当する場合の再手続は不要となっております。そのため、事業内容の変更により環境影響が増大する場合には、再手続が必要ということになります。

また、29条では、事業内容を変更した場合で、第三分類事業に該当することとなった場合には、判定の手続を行うことができるとの規定でございます。

このような事業内容の変更に係る規定がありますので、従来、事業内容の変更の情報把握に努めてきておりまして、事業者に対して、事業内容の変更の場合には、環境影響が増大するかどうかの検討資料の提出を指導してまいりました。しかしながら、事業内容の変更をしようとする場合の届出規定が無いということがありまして、事業内容を変更した場合の把握ができないという課題ですとか、環境影響の増加、低減の判断をするための手続の規定、専門家の意見聴取がないという課題が浮かび上がってきております。

参考までに今までの対応状況を示させていただきましたけれども、いずれも土地区画整理事業でございますが、店舗面積の縮小ですとか、土砂搬入ルートの変更、土地の用途の変更の3件の事例がございました。これにつきましては、いずれも、環境影響の影響の変化の検討資料の提出を求めまして、必要に応じて審議会の委員の方々のご意見をいただきながら、対応してきているところでございます。

他の自治体における規定の状況ですが、次のページをご覧くださいと思います。

事業内容の変更に係る届出の規定を設けているのは、14都府県となっております。傾向としましては、都市部の自治体において規定をしている割合が高いという状況でございます。

例えば、埼玉県では、1番目に事業内容検討書というものを提出いたしまして、必要に応じて、審議会の意見聴取、知事による事業内容の変更の承認、市町村への通知、その内容について方法書への記載ですとか必要に応じて公告する規定となっております。

東京都の場合は、軽微な変更以外については変更の届出をすると、それから届出内容の公表、環境に著しいおそれがある場合には、審議会の意見聴取、その後、手続の再実施を求める規定となっております。

神奈川県では、変更の届出をいたしまして、手続の再実施を求めることになるわけでございますけれども、軽微な変更の場合には、その手続等の全部又は一部を行わないことができる規定となっております。

事業内容の変更に係る具体的な手続方法につきましては、皆様のご意見ですとか、他県の規定を参考としながら、今後検討していきたいと考えておりますけれども、本県の条例におきましても、少なくとも事業内容の変更を把握するような規定を設ける必要があるのではないかと考えております。

以上で、資料の説明は、終わらせていただきますけれども、追加の資料ということで、本日、

一枚紙の条例及び法律における手続件数の資料を追加させていただいております。限られた時間の中で作成したものでございますので、分かりにくい部分があるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

こちらについて簡単に説明いたしますと、本県での手続件数は、法律に基づくものは2件、条例に基づくものは1件のスクリーニング手続を含めまして合計3件となっております。

一方で、全国における法律に基づく手続件数は138件となっている状況でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(片谷会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容に対しまして、審議に入りたいと思っております。

最初に確認ですけれども、今日は、これらについて、最終結論を出すということではないという審議会でございまして、今日いろいろとご質問やご意見を出していただいた上で、再度、事務局が今後どういう改正を行うかということについて煮詰めるための作業をされる予定であるということでございますので、今日は、フリートークということで、順番も特に定めずに、ご質問もご意見も取り混ぜてご発言いただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、ご発言いただきたいと思っておりますが、どのポイントかということをお初におっしゃっていただいた上で、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

田中委員、よろしく申し上げます。

(田中委員)

一番最後の手続件数の件なんですけれども、これは私の方でお願いして出していただいたのですが、法改正に伴って、法改正部分以外にも改正すべきところがあったら検討すべきではないかということで、挙げさせていただきました。

これは、確かに見方が分かりにくいのですが、例えば、国の法アセスですと、年間10～20本位だと思うのですね、平均すると。山梨県は、そういう言い方でいうと、年間1本位ですか、2本くらいですか。

まあ、年によって違うと思っておりますけれども、前回、我々が集まったのは今年の初めということから考えますと、極めて少ないのかなと思っております。

どんな良い条例があっても、それが運用されなければ、全く意味がないということで、スクリーニングの規模要件が、山梨県には合っていないのかなと、逆に言うと、山梨県で、もうちょっと小規模で、例えばマンション開発とか、そういうものがどのようになっているのか分かりませんが、何かそういうもので問題があるようなことがあれば、こういう機会に、規模要件等の見直しを考えても良いのではないかと、せっかくこれだけの先生方が集まってですね、全く検討するものがないというのも、おかしな話で、多分、これだけの人がいれば、年間、少なくとも5～6件とかそれぐらいの件数は回せるのかなという気がしますので、その辺の検討を次回までに事務局のほうでしていただきければと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。それでは、事務局どうぞ。

(事務局 小野課長)

いまのお話しでございますけれども、本県の条例につきましては、条例を作った当時、知事が環境に特に力を入れていたというようなこともございまして、よその県に比べて、かなり厳しい規定になっているのではないかなと思っております。

田中委員さんの話がございましたとおり、先程の資料を見ますと、山梨県で法律対象のものが

2件あったわけでございます。また、全国では138件であったわけでございます。

山梨県はいろいろと全国比較をするときに、人口もそうなんですけれども、だいたい全国の100分の1くらいをみれば、山梨県の統計は追いつくのかなというようなことがございまして、138件のうちの100分の1で2件ということでございます。

また、もうひとつは、我々が、環境に関することだけではなくて、財政的ですかいろいろな比較をするときに人口規模の同程度の県と比較をしております。山梨県の人口は80数万人ですが、プラスマイナス20万人くらいの県が8県あるのですけれども、そのようなところで比較をするのですけれども、アセスの対象事業につきましても、その8県と比較をしてみまして、佐賀県につきましても、山梨県よりも規模を小さくして、もう少し網を広げているような格好になっておりますが、残りの6県につきましても、山梨県よりもかなり対象面積等の規模が大きくなってございまして、対象事業は少なくなってくるというような状況もございまして、

そのようなこともございまして、今、田中委員さんがおっしゃったとおり、できるだけ環境について皆様方のご意見を伺ったうえで、いろいろな開発等をやっていただくということも必要なのかなと思っておりますので、この辺につきましても検討させていただきたいと思っております。

(田中委員)

そうすると、このスクリーニングで漏れているもので、いまのところ問題はないということでしょうか。

全国平均がどうだから、どうのこうのというのは全く論理的ではないと思っておりますし、そもそも法レベルの138というのが、圧倒的に少ないという認識は持っていただきたいですね。これは、やっぱり数千レベルであって当然くらいの話が、これくらいのレベルということですから、年間数千くらいがアセス制度にかかるというというのが当たり前というレベルですから、年間10件から20件くらいが基本になって、そこから本県のポピュレーション等で導き出すというのは、ちょっと違うのかなと思っております。

(片谷会長)

ありがとうございます。これは、それぞれの県の産業構造なんかに依存する話ですし、自然条件、例えば山梨県の場合、港湾事業なんかは無いわけでございますので、そういう地域特性も含めて検討する話だろうと思っておりますので、次回、おそらく、条例改正にあたっては審議会が開かれる機会があるかと思っておりますので、そういう観点も含めた現状とこれからの見通しのようなものを事務局から資料として出していただければ、そこで議論できるかと思っておりますので、そのような方向でよろしいでしょうか。

それでは、他の方々からご意見、ご質問を賜りたいと思っております。

(工藤委員)

1番の風力発電所について、以前、尾根部に設置したいという話があったということですが、その話が進まなかったというのは、どういう経緯があったのでしょうか。

(事務局 和田副主査)

相談はあったわけなんですけれども、その後、事業については進捗をしていないということですが、事業者から、その後の連絡がないということなので、事業の状況については、細かい部分は分からないわけなんですけれども、おそらく、尾根部分は県の県有林があったりですか、保安林とかそういう規制の状況がありまして、なかなか設置が難しいという状況で、おそらく止められたのではないかなというように思っております。

(事務局 小野課長)

補足をさせていただきますと、お話があったときに、山梨県の中で許認可をやっている、森林の関係とか、いろいろありまして、そういった皆様方に集まっていただいて、こういう事業をやる場合には、こういう許認可が必要ですよという説明会を開催しております。それを受けて、事業者が、今策定中なのか、やらないとしたのか分かりませんが、今は、検討中という状況ではないかなと思っています。

(片谷会長)

それでは、他にはいかがでしょうか。

(角田委員)

先程の田中委員の話の一部かかわるかもしれませんが、環境影響評価をするための事業の面積とか、そういう規定があったと思いますが、例えば、そういう対象にならないような事業であっても、環境に及ぼす影響がかなり大きい、具体的には河川とか、他の審議会で関わったのですが、非常に困ったことがあります。どこにも持っていくところが無いですし、この審議会に持ってこようと思ったのですが、対象にならないというようなことがあります。その辺も非常に見直さなければならないということを感じたということがございます。最近でいいますとトンネルを御坂の方で掘るといような、大石林道ですかね。そんなこともあるのですが、現在行われていて、対象になるかならないかといような事業の状況についても、こちらの方に情報をお寄せいただいて、そういった事業についても対象事業にするかしないかということもかなり重要な事項になってくるかと思えます。その辺のご検討をお願いします。

(片谷会長)

ありがとうございました。今の意見について、事務局からは。

(事務局 小野課長)

今は、情報を持っておりませんので、申し訳ございませんが、次回にさせていただきたいと思えます。

(片谷会長)

実は、他の県でもそういう問題提起はあったことがございまして、規模要件を設けますと、規模要件をわずかに下回る規模の事業が増えるという傾向があるというご指摘が、他県の審査会でも出たことがございまして、事務局からそういう報告があったケースもございまして。

山梨県で現状どの程度かということは、私も把握しておりませんが、県内で行われている条例対象の事業になる種類の事業で、規模が規模要件を満たさないけれども、比較的それに近いものというものが把握できるのであれば、そういうものを資料化していただくと、今後の検討の材料になろうかと思えますので、この法改正対応で非常に事務局はお忙しいところだろうと思えますけれども、可能な範囲でそういう準備もしていただければと思えます。

他にいかがでしょうか。

(平林委員)

質問に入るのかも分かりませんが、3番目の項です。電子縦覧の問題です。方法書、準備書、評価書の電子縦覧ですが、例えば、貴重生物ですとか、保全上、公にできないような生物の分布状況といったようなものが入ってくるケースが多くなると思うのですが、どの程度、義務化していくのかということが、法律では、どのようになっていく予定なのでしょう。

(事務局 和田副主査)

具体的に法でどのような議論がされているかは、申し訳ないのですが、確認ができていない状況ですが、もともと紙ベースで縦覧をすることになっておりますので、同様にその部分について電子縦覧をするのかなと考えております。

(平林委員)

紙ベースではそのような情報がこれまでも入っていなかったということでしょうか？

(事務局 和田副主査)

そうです。

(平林委員)

分かりました。

(片谷会長)

今の件につきましては、神奈川県でも、今議論していますけれども、当然、そういう部分は除いて

電子縦覧にかけるということで、全然、議論さえしていないという状況でございます。

他にいかがでしょうか。

今日、事務局案というものを示していただいておりますが、これは、私の理解では、まだ、たたき台のレベルで、皆様のご意見によって、練り直されるものと理解しておりますので、ここに書かれていることに、必ずしもとらわれないで、こうした方が良い、あるいは、ここに書かれてないものでも、先程、田中委員からご指摘があったものですが、条例改正に、今回、含めたほうが良いのではないかというようなご意見も、ここで承りたいと思っておりますので、遠慮無くご発言ください。

(平林委員)

もうひとつ、6番目の項ですけれども、法律案で手続期間が短い場合には、技術審議会の意見聴取ができない可能性があるというということを事務局案でご説明いただいているのですが、もし短い場合には、どのように具体的に対処することになるのでしょうか。

(事務局 小野課長)

我々としては、皆様、技術審議会の委員の方々の意見を伺ったうえで、やりたいなと思っているわけですが、先程、説明があったように、期間がどのくらいになるというのは、未定なものですから、審議会を開くまでのいとまがないということも、当然考えられまして、今このように案は作っておりますが、基本的には皆様方の意見を何らかの形で聴いたうえで、やっていった方がいいのかなというように、今の段階では思っております。例えば、メールでやりとりをさせていただいたり、そのようなこともしながら、できる限りは、皆様方のご意見を反映させるような方向で、やっていきたいと思っております。

(平林委員)

そういうことですね。結構です。

「しかし、・・・」以降の部分が、かなり具体的なことが書いてあるので、「別の方策でもあるのか」と思ったものですから、質問をさせていただきました。そのような形でやっていただければ

ば良いと思います。ありがとうございました。

(片谷会長)

その他にお願いいたします。

(坂本委員)

大体の部分は、法律に沿ってやるという話ですが、一点、戦略的環境アセスメントの部分については、参考となる事例が少ないことから戦略的環境アセスメント手続の導入について検討していくという表現で、非常にあいまいですが、例えば、環境省の基本的事項が出た段階で、すぐ検討を始めるといったように、どのタイミングで、どういうふうに検討をするのか。これだけだと、引き続き検討していくというのは、何をしようとしているのか良く分からないので、そこをお願いします。

(事務局 小野課長)

先程、説明をさせていただいたとおり、実は、戦略的環境アセスメントの話につきましては、まだ全国的にも、やっている県が少ないところでして、やるにしても、どんなふうな格好でやられているのかというようなことを、ある程度、実情を把握をしたうえで、既にやっている都道府県さんのところの課題等々を、我々のほうで把握し、例えば、対象事業を自治体の事業に限るのか、もっと広げるのかといったことも見極めたうえで、こういうふうにしていこうという方針を出したい。やらないとか、やるとかいうことを抜きにして、もうすこし情報を収集してから判断していきたいと考えている状況でございます。

(坂本委員)

というと、私の受けた感じでは、半年か1年位調べてからやるということでしょうか。

(事務局 小野課長)

そうです。戦略的環境アセスにつきましては、法律の施行が公布から2年後というようなことになっております。そのため、他の1年以内にやるものとは切り離して、もうちょっと検討のペースを少し遅らせてもいいという状況となっておりますので、こちらは2年後までには、当然、結論を出していきたいと思っておりますが、それまでの間は、もう少し情報収集をしたうえで、練っていききたいと考えております。

(片谷会長)

1年以内に県として対応しなければならない課題と、2年の若干猶予が与えられている項目とがありますので、それを使い分けていくということですね。

(坂本委員)

それで結構ですが、お聞きしたいのは、その始まったとき、検討しましょうよとなってから、あと尻がきまっているわけですから、その間にできるような内容なのかどうかということ、ちょっと早めにやったほうが良いのではないかという気がしたので、お聞きしたというわけです。

(事務局 小野課長)

法律が通れば、もう少し具体的な部分が分かってくるのかなと思いますので、検討の着手につきましては、早めにやってですね、間に合わないということがないようにしていきたいと思えます。

(片谷会長)

戦略的アセスの方法論的な部分に関しては、既に研究レベルではかなりの蓄積がありまして、田中委員の方がはるかにこの問題に詳しいのですが、全くゼロから始まることにはならないだろうと、座長として申し上げているのではなくて、一委員として申し上げると、だいたい既存の手法をベースにして、規模をどうするのか具体的には細かい部分は、またいろいろと検討する事項が出てくるのだらうと思いますが、そうではなくて、大きな枠組みというのは概ね固まっているというのが私の理解ですが、田中委員、何かご発言はありますでしょうか。

(田中委員)

戦略アセスの部分とその事後調査制度、これが2年後ということですね。

国の事後調査の検討委員会というのは、実は既に始まっていて、2年後に向けて検討し始めているのですが、それと戦略的アセスというのは、非常に関わっている話で、つまり、事後調査で回避、低減、代償、何をもって回避というのか、何をもって低減、代償といつているのか、それがちゃんと評価書で評価されていて、あとは評価書のミティゲーション、環境保全措置のところ、ちゃんとそれが提案されている、さらにそれが、事後にちゃんと実施されているということ、事後調査というのは調査していかなければならない。何を調査していかなければいけないのかということが、今になって問題になっている。これは、法がそこまで言及していない。その部分というのが、まさに戦略アセスの部分で、何をもって戦略アセスというのか。つまり、この場所は非常に危ないから他の場所でやろうとか、そこまで本当にやるのかとか、あるいは、同じ場所でやるけれども、ちょっと程度の高い環境保全対策をやるのを、言ってみれば低減ですね、ミティゲーションをやるぐらいで複数案というのかとかですね。そのあたりが、逆説的ですが、事後調査のあり方が、明確になってくると、日本でいうSEAがどのくらい戦略的な部分にまで入るかということがみえてくるんだらう、それは、多分2年間位はかかるんだと思います。

(高木委員)

2番のところでお聞きしたいのですが、説明会や要約書を作るというのは、要するに住民の方に内容を理解していただいてというのが前提にあるのだと思うのですが、これは、ただ説明会を開けばいい、あるいは要約書を作ればいいというものではないわけですから、具体的にどういう形で説明会を開くのかとか、要約書の書き方とか、枚数も含めて、200ページあるものを、例えば2ページにすればいいとかいうものでもないでしょうから、微妙なところもあると思うのですが、多ければいい少なければいいというものでもないし、そのへんのことについてある程度イメージというかこんな感じでいけるかなっていう方向性は、お持ちなんですか。

(事務局 和田副主査)

今、準備書段階ですと、要約書作成と説明会については既に規定されている状況でございます。方法書につきましては、それらの規定がないということで、今回そういう形でしていきましようということですので、基本的には準備書と同様に説明会を開催して、要約書を作成していくことになるかと考えております。

(高木委員)

それで十分いけるという方向、見通しがあると理解してよろしいですね。

(事務局 和田副主査)

そうです。

(杉山委員)

先程のスクリーニングの対象とする事業をもう1回見直しをといるお話があったと思うのですが、例えば届出、どんな大きさのものでも、一定程度の規模のものは届出をするところだけでも義務化するということはできないのでしょうか。

例えば土壌汚染対策法に關すると、国だと造成する場所が3000㎡以上のものは全部届出、東京都とか愛知県とかは、それよりはるか前から敷地面積が3000㎡を超えていたら届出をいれていたのて、同じような考え方で、実態を把握するためにそういう届出だけでも、義務化するとか、それを見たとえで、どこまでの事業をスクリーニングの対象にするか検討することができるのではないかなと思うのですが。

(事務局 小野課長)

すみません、大変不勉強で申し訳ありませんが、今のその届出は、アセスメントの担当部署に届出するという意味なのですか。許認可のところじゃなくて。

(杉山委員)

どういふ事業が、実際に山梨県でどれくらい規模のものが、どういふ種類のものが行われているのかって把握するための。

(事務局 小野課長)

事業をやる場合には基本的には当然、許認可のところにはいくんでしょうが、環境アセスの關係部署のところには必ず届出をしなさいと、こういうふうな規定があるということですね。

(杉山委員)

そういうものをどこかにいれたらいいかと。

(事務局 小野課長)

それを対象とするのではなくて、ただ届出だけいただいて、把握だけしておく、という。分かりました。それにつきましては、勉強させていただきまして、資料、情報収集をさせていただいて、また次回、ご報告させていただければと思います。

(大久保委員)

実はレッドデータブックに記載されているものは数が少ない。ところが、こういう影響評価をする場合には、面積で決めざるを得ないということはいく分かりますが、今の届出の問題も出ましたが、もしそういうものがあつた場合には、これはまことに貴重だし、そういうふうな環境を守らなきゃならんわけですよ。その辺を何かこう押さえる方法を今後検討したいですね。非常につくづく感じます。とくにレッドデータというのはランクがあるわけですけど、ランクの中の一類、CRに匹敵するよなもの、これはもう本当に小さい面積しかない、その面積が届出しない、要するに環境アセスをする必要がないという面積の規定は分かりますけれど、そこを何とか把握できる方法はないのかと、今後検討したいのですが。

もう一つは環境アセスの中で、実はこれは余計なことかもしれませんが、レッドデータは山梨県で作りました。作りましたけれども、そのレッドデータ自体は第一回目ですから、これはレッドデータでは入れては困るよなものまで入っている、この環境アセス、事業者にとっては非常に影響を及ぼすものがある、そういう意味ではもう一度レッドデータの的なことを見直さなきゃならないんじゃないかと、いふことを要望いたしますが、如何でございましょうか。

(片谷会長)

今ご指摘の一点目は先程、田中委員、角田委員がご発言なさったこととも共通するところであろうかと思いますが、二点目はレッドデータ自体の見直しということですので、もしかすると所管が違うかもしれませんが、事務局から何かコメントしていただけますか。

(事務局 小野課長)

この環境影響評価の業務は、今、環境創造課でやっていますが、その前までは、みどり自然課というところでやっております。レッドデータの作成と同じ部署で実はやっておりました。そんなふうなところでリンクが、もしかしたらできていたのかもしれませんが、今、大久保委員がおっしゃるように、今は、変わってきましたので、その辺の見直しの必要があるのではないかという話は、関係課のほうにお伝えしたいと思います。

(片谷会長)

一点目の大久保委員のご指摘は、非常に貴重な種が生息していることがもう分かっているような場所であれば、どんなに事業規模が小さくても、対象にする必要があるのではないかという趣旨のご意見だろうと思いますので、それも今後の検討課題の中に含めていただければと思います。要するに特例的な扱いで、その第一種、第二種に含まれない場合でも、ということが可能かどうかを検討することになるかと思います。

(田中委員)

今の久保先生のお話で、ご参考になるか、例えばアメリカの場合は種の保存法、日本で言う種の保存法の中でエンデンジャードスピーシーズが確認されたら、そのときにアセスのスタート、どんな場合でも始まっちゃうんですね。その物理空間的に保存しなきゃいけないという、その保全対策も始まっちゃうのです。だから、アセス制度の中で規定するのか、そういう種の保存法的な部分でちゃんと規定するのか、いろんな仕組みがあると思います。

それから、二点目のレッドデータブックを改定するという、これは本来、レッドデータ種というのではないわけで、人間が開発して入ったとかして無くなるから、レッドデータになるわけですから、本来であれば、絶えず見直すというのがあっていいのだと思います。

(片谷委員)

ありがとうございます。これは、事務局と関係課の検討課題ということでお願いしたいと思います。他にご意見、ご質問いかがでしょうか。

それでは、まだ時間がせまっているわけではないのですが、ご発言は出尽くしてはいたと思いますが、大分いただきましたので、この項目に沿って、もう少し議論をしていきたいと思いません。

まず、最初の風力発電所の項ですけれども、これについては対象事業に追加するという事務局案になっておまして、これは多分全国的な趨勢がそうになっているということではないでしょうか。山梨県で今後でてくるかどうかは、今の段階ではみえない状況ではありますが、例えば先程の参考資料のグラフで、まだ1件もない都道府県が全国にいくつかあるのですが、ただ、それがみんな海を持たない県かということ必ずしもそうではない。それから、山でも結構作られてまして、私もしばらく前に熊本に行きましたら、阿蘇山の外輪山にはいっぱい風力発電機が建っておりますので、そういう状況がありますから、いずれ山梨県でも可能性としてはあるということだろうと思います。これについて、何か今の時点で、こういうことを検討しておいたほうがいいのかというご意見があれば、風力自体をご専門にされている方はいらっしゃらないのでしょうか。一番近い

のは工藤委員だと思うのですが、何かその規模の問題とか、一律に対象とするとか、小さいのは入れないとか、何か考えておくべきことについて、ご指摘はありますでしょうか。

(工藤委員)

今、環境省と経産省は別個に、社会的受容性も含めた賦存量マップを作成しています。風力発電は、結構、民意の風当たりが強くなっておりまして、自然的条件は良くても、住民等の反対運動等があって、設置できないというパターンが多くなっております。長野県も条例の制定状況ということで、ここにでておりますね。それに関連するのですが、アボイドマップ、こういう条件のところには風力発電は建ててはならないというようなマップを作っていて、かなり景観等に配慮する面が大きいかと思います。そういう動きはあるようです。長野県と山梨県も海の無い風光明媚な土地という意味では、そういう配慮事項等を前もって考えておくということは、必要ではないかと思えます。

(片谷委員)

ありがとうございました。今、景観というお話も出たのですが、石井委員は何かご意見がありますでしょうか。

(石井委員)

今回のお話では、景観で直接どうのこうのという報告が難しいというのがありまして、ただ、この対象事業の一覧とかを見ますと、高さに関するものがほとんど書いていないので、例えば面積的には影響はあまりなくても、高さの影響が出るということはあると思います。風力とかでは当然、入っているのかなというふうには理解しています。

それから、景観の話は、先に景観法ができて、市町村で景観計画を作っているところですが、観光立県というふうに言っててですね、まだ1件しかないというのはちょっとどうかなと思っております。それをここで言ってもどうかなというのがありますので、黙っていたのですが、そういう基準がない限りは、ちょっと景観の面から何かやってくれというのは、環境影響評価についてはちょっと難しいかなというふうには理解していますので、とにかく景観計画を考えましょうということですね。

(片谷会長)

ありがとうございました。景観計画自体はアセスとは違う話で、またこれも関係課にという話になろうかと思いますが、今お聞きになった中でやはり高さの問題というのは、発電規模で、容量だけでなく、特に山の尾根の上に建てられるケースが山梨県の場合、想定されるということから、高さの問題というのは、何らかの規模要件に反映させるということも必要かと思われまので、事務局で土台をお願いします。

(湯本委員)

同じようなことなのですけども、やはり景観の問題というのは風力の場合大きいなと思えました。千丈のカールの中の山小屋に風力発電が何機か見たような気がします。やはり、3000mの中の風力発電の施設というのは、なんとなくそぐわない、そんなふうなことを思いました。私が、どういうふうに表現していいか分かりませんが、こういう仕事をするということではなく、一県民として、観光客として見たらこれはどうなんだろうかというふうに思った。ということは、普通の人はそう思うんだろうかというふうに思いましたので、やはり景観の問題というのは非常に大きいんじゃないかなというふうに思っています。

(片谷会長)

規模要件だけでなく、地域要件的な意味合いだろうと思いますので、そういったことも今後の検討課題に入れていただくようお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは2番目の方法書段階についてですけれども、説明会や要約書、これについては要約書のボリュームなんかについてはご質問がありましたが、特にご異論はなかったように思われますが、まだご発言いただいていないということがある方がいらっしゃれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。これは住民とのコミュニケーションを強化するという趣旨ですので、全面的な異論はおそらく出ない種類の項目だろうと思いますが、1つだけ、気になると言いますか、私の記憶では何年前だったですかね、多分4年位前だったと思いますが、この審議会のなかで、アセスメントに要する期間、アセスメント手続に要する期間の問題が議論されたことが1回ありまして、その内容も詳しくは覚えていないのですが、平均すると30ヶ月位かかっているというようなデータが出てきて、それは別の、逆の意味で問題であると、アセスメントを精緻にやることは必要であるけれども、そのために本来迅速に進んだほうがよい公共性の高い事業が遅れてしまってタイミングを逸するというようなことが起こりうるのではないかというような議論を、確かそのときにあったと記憶しております。だいたい前の議事録をひっくり返していただければ、そういうものが残っていると思うのですが。ですから、こういう新たな手続を加える場合に、全体のアセスメントのスケジュールに大きな影響を与えないということはやはり、必要なことかと思っておりますので、それをちょっと気にかけておいていただきたいと思っております。おそらく説明会を実施して要約書を作成するということが、そんなにスケジュールを圧迫するというふうには考えにくいと思っておりますので、そんなにシビアな問題とは考えておりませんが、配慮も必要な事項だと思っております。これは私の個人的な意見でございます。

他にこの2番目の項目に関して、よろしいでしょうか。

では3番目の電子縦覧ですが、先程、平林委員からも希少種の問題に関しては、縦覧から除くのかどうかという確認のご質問がありましたが、これは実は他県でも今どうやってやるかということは議論は進んでいるのですが、事務局の方針として今お考えになっているのは事業者が縦覧するというか、インターネット上で公表するというスタイルという理解でよろしゅうございませうか。

(事務局 小野課長)

はい、今、我々のほうで考えているのはそのような感じで、事業者にやってもらうように、基本的には考えております。

(田中委員)

確認ですが、内容は紙ベースで縦覧しているものと同じものをそのまま出すということですか。

(事務局 和田副主査)

そうです。

(田中委員)

それと、縦覧期間だけホームページから見れるのか、縦覧期間が始まったときから未来永劫見れるのか。

(事務局 小野課長)

そうですね、そこも1つの課題かと思っております。あまり事業者のほうに、ご迷惑というか、負担をかけるもののかなという気もしますが、その辺は我々、今の段階でどっちにしようかという

ふうを考えているところでございます。

(田中委員)

今、紙ベースですとね、縦覧期間が終わった途端にしまいこんで、全く住民に見せないという問題が結構ありまして、それはやっぱり無理があるだろうと。ですから、ホームページにそれを載せておくというのは、何の無理もないことなので、できればそれは未来永劫載せておくようなホームページ上の環境を県が確保しておくということが重要と思います。リンクだけでもいいんです。

(片谷会長)

県のホームページ、サーバーに載せるということは、今事務局の考えではそういうことではないということのようですが、リンクは当然可能なわけですので、リンクをどういう形であるかということと、今の一種の縦覧期間といいますか、義務付ける期間を最小どのくらいにするかというのが、未来永劫というお話もございましたけれども、一定の年数、期限をきるという案もあるかと思いますが、例えば、手続き終了後、何年以内とかですね、そのような切り方もあるかと思いますが、そのへんも検討事項かと思いますが。少なくとも義務化すること自体に関しては、特にご異論はないようでございますので、他にご意見がなければ、これはもう皆様ご了解いただいたという扱いにしたいと思います。

4番目が少し重い話でございまして、事後調査制度ですが、先程いくつかご質問がありましたけれども、本県では既に事後調査を規定しているわけでございますので、事務局案はそれをできる限り維持したいと、法との調整が必要であるというご説明が先程ございました。何かこれについて、今後こういうことを検討したほうが良いといったご意見がありますでしょうか。

これについても他県の状況、後ろを見ますと先程の参考資料に、特に他県のデータというのは、無かったかと思うのですが、かなりの県で事後調査の報告書の提出自体が義務付けられているというふうに私は理解しております。多分、もし法の手続に今後、例えば全部統一されるというようなことになると、全部の都道府県で制度が後退することに、後ろに進むことになってしまうと思いますので、さすがに環境省はそこまでは考えてないだろうと私は予想しているのですが、ただ整合性をどうとっていくかということに関しては、今後、色々検討しなければならないことになろうかと思いますが。特にこの中間段階は重要で、例えば道路事業なんかですと、長い場合には10年とかというような施工期間がありますので、その間放っておかれて、10年経ってから終わりましたという報告書が出てくるというのはちょっとまずい。最低でも、中間というのは守る必要があるのではないかというふうに私個人は考えています。何かこれについてご質問ございますか。

(坂本委員)

県のほうは、国の2種でスクリーニングで外れたものがかかるということですね。この法律と県の条例とがあつたら、法律でやったほうが楽になるということが起こってしまうと困るので、これは、是非、県の方を活かすようにしないといけないと思うのですが、具体的にどうなのか私にも思いつかない。上乘せのようなことができるのかどうか。

(片谷会長)

通常、環境法の世界では、上乘せ規定を設けるのが常套手段で、それを法に入れておいてもらえば、後は条例で対応できるという仕組みですよね。ただ、今回のアセス法改正に関して、この問題に関して、いわゆる上乘せ規定的なものが明記されるのかということは、まだ分からないのですね。

(坂本委員)

先生のおっしゃるように、日本国中の話ですから、知事会なりなんなりで、そういうことを言っていたかと、良いのではないのでしょうか。

(事務局 小野課長)

県といたしましては、法律が国のほうで審議されている最中ですが、都道府県のヒアリングがありました。そういったときには、山梨県はこういう制度が既にあるので、法律で規定するよりも厳しく規定をしているのですよと、是非、山梨県が今までどおり規定を維持できるような格好でやっていただきたいという要望は、既にしてございます。まだ、担当者でございますので、今後、法律が成立した後、細かい規定を作っていただけるのだらうと思いますが、具体的にどうなるかというのは、現段階では分からない、というのが実情でございます。

ただ、法律で具体的に決められてしまいますと、先程、片谷会長からもお話しがあったように、それを超えてまで条例でそれができるかといいますと、我々、法令の担当部局とも話をしていまして、そこまですることはできないのではないか、今まで、空白、要するに何も規定がされていなかったものに入れるぶんにはいいのだけれども、規定されてしまったところに、さらに乗せるというのは、ちょっと条例では難しいのではないかとというのが我々のと申しますか、法制の担当者の意見でございました。

(片谷会長)

これについては、いろいろなルートから働きかけ、まあベストは、法律の条文の中に都道府県知事が別途定めることができるというような主旨の記述を入れてもらうことだと思いますので、山梨県には、元環境大臣もいることですので、いろいろなルートを使って働きかけていくことだろうと思います。

特にこれについては、ご異論がないようですので、5番の戦略的環境アセスメント、これは2年かけて検討するというので、先程、話ございましたが、これについて、他に何かご意見がございましたら、ご発言ください。

(田中委員)

戦略的環境アセスメントという言葉の問題で、今は事業アセスだということだったのですが、どこまでの戦略的環境アセスメントを制度化していくのか、どのあたりのことをいっているのか、一言でいうと、さっきどこかで文章がありましたけれども、場所と規模が決まっていない段階でやるのが戦略アセスというような、そういう意味なので、これは日本全体がそうなので仕方がないのですが、そのことを実はプロジェクト環境アセスメントと申して、欧米諸国で申している事業アセスの話であって、ちょっと日本という戦略アセスというのは、ものすごく幅が広いのですね、戦略アセスなんかと申したときに、一体どこのことをいっているのかなと気になってしまうのですけれども、山梨県としては、具体的にはこういう手続がこういうようになるということをお知らせしていただければ、ありがたいです。

(片谷会長)

これは、事務局で次のステップまでの間に、ご検討いただくということでお願いいたします。他には、よろしいでしょうか。

6番は5番と関わっておりますが、法対象事業で知事からの意見を求められた場合の技術審議会の意見は、先程の事務局からの回答では、時間が間に合わない場合には、メールによる審議等を併用して弾力的にというような話でございました。これについて、さらに、ご意見はござい

すでしょうか。

(片谷会長)

よろしゅうございますか。

おそらく、他の方法は無いように思われますので、日程的に無理な場合には、このあたりを弾力的に運用するということをお願いしたいと思います。

7番目は、変更手続ということで、これについては、あまりご議論がありませんでしたが、むしろ小規模な事業の場合どうするかというような議論が多かったのですが、変更があった場合の変更の義務化というのは、実はこれ、他県では結構問題があったことがございまして、変更届出が出てきたのですけれども、高層ビルの高さが高くなるというような変更手続が平然と出てきたケースがあって、それでも、アセス内容には変化はありませんというコメントがついているようなケースがありまして、やはりチェックが必要だろうということで、その件に関しては、再アセスにはならなかったのですが、そのへんの制度を作っていく必要があるというふうに議論はされております。ほとんど再アセスという形になったケースは、全国的にわずかしかないだろうというように私は認識しておりますが、やはり、起こりうる話ですので、先程、ご紹介いただいた昭和町の話は、どちらかというとも規模を縮小する側の話で、実質的にはそういう内容の変更の届出でしたので、問題がなかったわけですが、拡大する側の変更である場合には、当然起こりうることで、これはやはり制度は必要であろうと私は思っております。

何か意見はありますか。

(坂本委員)

追加については良いのですけれども、これが出てきたのをきっかけに、この中でいろいろとアイデアが出てきましたよね。お聞きしたいのは、県は条例の中身をがらっと変えるような意志をお持ちなのか。そういう意志があるのだったら、聞けば皆さんいろいろとアイデアが出てくるかも知れないし、この7番だけにしておきたいのだったら無理矢理考えはしませんので、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

(事務局 小野課長)

我々としては、確かに、条例の改正をしようという端緒となったのは、法律の改正が審議されているからでございますので、基本的には法律改正に伴うものについては、我々も整合性をとって条例を直さなければならないと思います。ただ、その中でも、せっかく条例改正をやるので、我々として問題意識を持っている7番の問題でございますが、この問題については、できたら改正をしていきたいというふうに考えております。また、委員の先生方に、今日、ご議論いただきましたように、いくつか新たに出てきた課題があって、それもやはり改正が必要だというようなお話になれば、1年後の条例改正に併せるのか、2年後の条例改正に併せるのかはあると思うのですが、それは、そういった議論の中でやっていけばいいのかなと思っております。

(片谷会長)

アセスメントもこの戦略的もそうですけれども、いろいろ学会なんかでも議論が盛んになされて、いろいろ行政も変わりつつありますので、まあ頻繁に改正をしてもおしかりを受けることはない、より良いアセスのためであるということが説明できれば、おしかりを受けるということは多分無いと思いますので、随時というのはちょっと言い過ぎですけれども、必要なタイミングで、なるべく頻繁に見直しを図るというのは、方向性としてはいいのではないかなというふうに私も思っています。

委員の皆様方にも、今日、ご発言無かったことについても、今後、お気づきの点がありました

ら、事務局に直接ご連絡いただくなり、また、次に審議会が開かれるのは、まだ、いつか決まっておられませんけれども、その時にご発言いただくなり、なるべく、そういうご意見は積極的に出していただくということをお願いできればと思います。

ひとつおり、この7つの項目については、見て参りましたが、それ以外のことも含めまして、いかがでしょうか。

(平林委員)

配慮書のことですけど、これが、「いかなる形で、どういうものが出てくるのか」ということで、対応が違ってくるのかも分かりませんが、一応、配慮書は公表するのですよね。

公表するときに、例えばこれは、先程の「電子媒体により公表する」という方策は採らないのか。今の事務局案だと、「採らない」わけですよね。これは、「まだ方法書の前の段階なので、電子化する必要は無い」というようなことなのではないでしょうか。確認だけさせていただきたいと思いません。

(事務局 和田副主査)

戦略的環境アセスメントの部分かと思えますけれども、その手続自体を導入するかどうかを含めまして今後、検討していきたいと思えますけれども、配慮書の電子縦覧について、法律のほうでどのように扱うのかという点につきましても、確認していきながら、本県ではどうするのかということを検討していきたいと考えております。

(平林委員)

導入された場合には、当然、そういう形でやらざると得ないということですよ。

(事務局 和田副主査)

そうですね、法律で導入されれば、条例でも同じように導入していくことになるかと思いません。

(平林委員)

分かりました。

(片谷会長)

おそらく、電子縦覧の義務化というのは、1年後のタイミングなので、配慮書は2年後ということですから、1年後のときにはここにある現行の方法書・準備書・評価書の範囲にとどまる。で、2年後にはまた追加される可能性があるという整理でよろしいでしょうか。他に何かご質問ご意見等ありますでしょうか。では、だいたいご意見も出尽くしたようですので、意見の整理というのは前もってやったつもりでございますが、事務局よろしいでしょうか。

それでは今日、ご意見いただいた内容は、事務局でまとめていただくわけですが、引き続き事務局で条例改正の内容等についてご検討いただくということをお願いするということ、今日のこの議題に関する最終結論としたいと思えますがよろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、議案1、だいぶ時間をかけましたが、終わりにしたいと思えます。先程申し上げましたように、何か追加のご意見がありましたら、メールによるご意見を事務局で受けていただけるということですので、直接事務局へお送りいただくようお願いいたします。

【議事 その他 大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に関する普及啓発施設の整備事

業に係る報告】

(片谷会長)

それでは、残った時間を議題2にあてたいと思います。議題2は、これは1月に検討した事案でございますけども、大規模太陽光発電施設ですが、この事業が進んでおりますので、これについての報告をいただくという内容でございます。では、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局 岩浅技師)

事務局、環境創造課の岩浅と申します。事業者より報告書の提出がありましたので、その内容について簡単にご説明させていただきます。

まず、事業の概要ですが、この事業は、山梨県と東京電力株式会社が共同で米倉山に大規模太陽光発電施設、及び普及啓発施設を整備する事業となっております。条例の第三分類事業に該当するため、平成21年12月に、事業者から、第三分類事業届出書の提出がありました。

その後、技術審議会や関係市長の意見を踏まえまして判定を行い、平成22年2月に環境影響評価手続の必要はないと事業者に通知したところです。

その際に、知事意見で指摘された配慮事項への対応状況について、事業者より報告がありましたので、この場を借りて報告させていただきます。

それでは、お配りしました資料をご覧ください。大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に係る普及啓発施設の整備事業に対する第三分類事業の判定における配慮事項について。

1つ目、気象(風)について。地域の風の特性について、観測データや現在実施中のシミュレーション結果を活用し、専門家の意見を聴く中で、その影響を検討した結果及びその対策について、県へ提出すること。対応としまして、(財)電力中央研究所の指導のもと、現地にて実施した風況観測、及び既存資料を考慮した解析結果については別紙1のとおりです。

風況観測の結果から、米倉山の地形、南下がりの雛壇地形に起因して、南風時に風が雛壇地形に沿って吹き上がることにより、風速が増速する傾向があることが判りました。従って、本事業における太陽光発電パネル架台及び基礎については、現地地形を考慮した風況解析を実施し、その解析から得られた風速の割増率、増速率を設計に織り込むこととしました。

別紙1にシミュレーション結果と対策をまとめてあります。今日は時間がないので、詳細はここでは割愛させていただきます。

続きまして、空気振動について。施設から発生が予想される騒音・空気振動については、必要に応じ、対策を講じること。対応として、太陽光発電設備については、風力発電設備等他の発電設備と異なり、回転動作等をする機器がないため、周囲へ影響を与える騒音・空気振動は発生しないと考えています。検討結果については別紙2のとおりです。別紙2をすみません、ご覧ください。

図1に示すとおり、計画地点は規制区域には該当しておりません。図1の下のところなんですが、(2)パワーコンディショナーと変圧器の騒音について。計画地点は騒音規制区域には指定されておりましたが、変電機器、パワーコンディショナー、変圧器の騒音について、今回採用を予定している機器の音圧レベルに基づき距離による減衰を考慮した音圧レベルを予測しております。

昼間、朝・夕を含むは図2-1に示すとおり、境界付近の音圧は45dB程度と予測されました。夜間については図2-1に示すとおり、境界付近の音圧は30dB以下と小さくなることが予測されました。図2-1については3ページに、図2-2については4ページに示してあります。指定区域外ということですが、参考に規制基準と比較しますと、どちらも規制基準以下となると予測されます。また、太陽光発電設備については、以下の理由、主要設備である太陽電池パネルには、風力発電設備等他の発電設備と異なり、回転動作等をする駆動部がないこと、変電機器についても、通常、市街地に設置されているものと同様の機械であり、設置方法も同等であることから、周囲へ影響を与える騒音・空気振動は発生しないと考えております。

すみません、1 ページ目に戻ってください。

水質汚濁について。大雨時における濁水対策を十分に講じること。対応として、米倉山造成地に流入する雨水については、想定される流入量が、安全に、滝戸川及び七覚川へ排水するよう計画しており、既存の排水路に加え、土砂を沈降させるための沈砂池を、県森林環境部の指導に基づき、必要に応じて新たに設置する予定であります。排水路の整備計画図については別紙 3 に示してありますので、参考にご覧ください。

次のページにいきまして、植物、生態系について。緑地の設置にあたっては、その面積をできる限り広く取るとともに、専門家の意見を聴きながら検討した上で、現在の植生を保全するのではなく、地域に合った植生となるよう実施すること。対応として、本事業において、事業地、約 25.5ha のうち、山梨県緑化条例等に規定された 20%以上にあたる約 6.5ha、約 25%の緑地を確保する予定であり、発電設備及び PR 施設等の設置を進める中で、更に、その面積をできる限り広く取るよう努めていきます。また、環境影響評価等技術審議会の意見、及び森林環境部の指導に基づき、事業地東側の隣接法面を新たに緑地として管理していく予定であります。

事業地東側の隣接法面について、法面にカエデやツツジ等、道路際に桜などを植栽し地域にあった植生となるよう実施していく計画です。

法面の緑地については、定期的に除草等を行うなど適切に管理するとともに、発電所への影響等を考慮しつつ、順次、在来種への植え替え等を行うことにより、現在の外来種を中心とした植生から、在来種を中心とした地域に合った植生への転換を図っていきたくと考えております。

続きまして、景観について。周辺地域からの景観について、専門家からの意見を聴いた上で、事業計画地における地形や自然環境と調和するよう、パネルの配置等を工夫すること。

対応として、事業地周辺からの景観について、現地の状況を調査したところ、周辺家屋及び主要幹線道路からは、太陽光発電パネル等の発電設備はほとんど見えず、主要眺望地点、曾根丘陵公園等からは、見通すことはできるが、それほど目立たないことが判りました。

太陽光発電アレイについて、標準的なサイズに加えて、小さなサイズを組み合わせることにより、現地地形、区画の輪郭に極力沿う形で、区画内に隙間なく配置する、太陽光発電パネルを配置する区画の外周に設置するネットフェンスについて、環境調和色、ダークブラウン等、を採用するなど、事業地における地形や自然環境との調和を図ることとしました。

景観に対する上記対応について、県の景観アドバイザーに説明し意見を求めたところ「景観上の配慮がうかがえる」との評価を頂いております。

なお、事業地東側の隣接法面について、「植栽等を行うことにより、景観の連続性が向上し、より自然環境と調和する」とのアドバイスも頂いております。

植物、景観に係る配慮事項を踏まえまして、別紙 4 に緑化計画図を示しております。別紙 4 をご覧ください。事業地東側の隣接法面、Aゾーンについてですが、ここは景観の連続性や環境教育等を目的に法面への植栽を実施するエリアとして、カエデやツツジ等を植栽し、地域に合った植生となるよう実施していく計画です。Bゾーンにつきましては、見学者・地域住民が里山の自然を感じられる植生、草原を推進するエリアと位置付けまして、定期的に除草を行いつつ、順次、ススキ、撫子等の在来種への転換を図っていきます。

図の中央のオレンジ色で囲ってある部分ですが、こちらは、再生可能エネルギーや地球温暖化などの環境学習の場、情報発信の拠点として整備する PR 施設を設置しまして、その周辺を自然と触れ合いながら、内陸部最大規模の太陽光発電所を見学するための遊歩道とする計画です。

また、事業地に彩を添えるため、道路沿いを中心に桜、フジザクラ、ソメイヨシノ等を植栽する計画であります。

簡単ですが、以上で報告を終わります。

(片谷会長)

ありがとうございました。これは議決をするための議題ということではございませんが、報告ということですので、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

パネルの配置、形が少し変わったり、少し植生をする位置が変わったりしておりますので、ご確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(大久保委員)

この件については、私もちょっと相談にのりましたが、パネルのあるところは木は植えられない、日陰になってしまうから。結局、法面の部分はもう草原でなければいけないということで、要するにここの狙い、来られた人の活用によって植栽を変えたということです。当初は地域に合ったといったけれども、地域に合うってどういうことかな、これは一番悩んだのです。地域に合ったという、あそこはクヌギ、コナラじゃないかと、それじゃ魅力がないということで、結局ここへ、その展示館みたいの作るそうです。やはり、憩いの場所にもなって、太陽光はいいなど、これによってまあ気持ちも安らぐという、そういう目的に応じて植えるような、そんなサジェスチョンを与えました。なお植種、どんな樹を植えるかということはまた後ほどということで、大雑把な動きはこういう動きですよと、こういうことを伝えておきます。以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。他に何かございませんか。よろしいでしょうか。

では、特にご意見がございませんようですので、ご報告を承って了解したということにさせていただきます。

全体を通してのその他ということで、何か委員の方からご意見がございましたらご発言いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

事務局から何かその他ということで、お願いいたします。

(事務局 小野課長)

一点、私の方からお願いしたいことがございます。ちょっとお話もでしたが、実はこの審議会でございます。皆様方、今、委員になっていただいておりますが、任期が平成20年12月15日から今年22年12月14日までの2年間というようなことになっております。実はこの間ご承知のとおり、今年1月に、先程お話のしました米倉山のいわゆるスクリーニングをやっていただいた1件、今回2回目ということで、審議会を開催させていただいているわけでございますが、実はこの間に、甲府市の外郭環状道路北区間と東区間、それからもうひとつは甲府市と峡東3市によりますごみ処理場の関係、これが継続案件として、この審議会でも方法書までだしていただいております。その後の手続きが来るものと思っておりましたが、実はこの2年間の間に1回もその方法書以降の手続きが、アセスが手間取っているということなかもしれませんが、きておりません。その3つの案件につきましては、今年度終わりから来年度にかけまして、おそらく準備書が出てくるんじゃないかな、というように我々も考えてるところでございますので、この皆様方、このメンバーで、準備書のご審議をお願いできたらというふうに思っておまして、任期がこの12月14日で切れるわけでございますが、皆様方全員に再任をさせていただきたいと考えております。具体的に、メール等でやりとりをさせていただきたいと思っております。事務局としてそんなふうに考えているということを是非、汲み取りをいただきたいと思っております。以上でございます。

(片谷会長)

これあの、今日この場で回答を求めているということではないですね。ではあとは各委員と個別のやり取りをお願いしたいということですのでよろしいでしょうか。

(事務局 小野課長)

よろしくお願いします。

(片谷会長)

では、以上をもちまして今日予定しております議題は全部終了いたしました。若干予定の時間を過ぎてしまいましたけれども、皆様のご協力で概ね予定通りで進行することができました。ご協力どうもありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

(進行：清水総括課長補佐)

片谷会長さんには、スムーズな議事進行をありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。長時間のご審議ありがとうございました。